

一狩衣布衣着用之面々、足袋用候節者、向後足袋御免之事、  
右之通可被相心得候、以上、

十二月

覺

一正月朔日二日六日之御禮之節進物番者只今迄之通、緞大紋着用可仕事、  
一向後足袋用候時節、御前江被爲召候面々、足袋御免候、且又進物番も御規式之節、向後足袋御免  
候間、用可申事以上、

〔武徳編年集成 八十九〕元和元年十二月廿九日來元旦ノ出仕ヨリ、駿武トモニ諸臣其官位ニ隨テ、  
烏帽子狩衣大紋タルベシ、平口ハ素袍勿論タルベシト云々、

〔台徳院殿御實紀附録 三〕元和元年浪華の再亂已にをさまり、全く大一統の業をなし玉ひぬれば、  
略○中 明る二年正月元日より新儀をはじめ行はる、略○中 此までは拜賀の者衣服の制も定まらざ  
りしを、今年はじめて烏帽子直垂、狩衣大紋を著し、其以下は素襖を著せしめらる、

〔寛明間記〕寛永元年正月朔日、御譜代大名諸旗本之健士登城、諸大夫ハ衣冠、物頭ハ布衣、平侍ハ  
素襖袴ニテ有御目見、儀式如例、將軍家光公被爲請御禮、

〔鹽尻 三〕尾公正月元日、臣下ニ酒ヲ賜フ時裝束

正月元日、尾州侯初めて御家人に大御酒たばせたまふ、御風折、縹の御狩衣、二藍の御指貫なり、

〔桃源遺事 四〕一西山公光徳 御國元にて、年始の御規式、諸士布衣素襖を著し候儀、延寶六年戊午

年より御はじめ被成候、小姓頭以上を布衣とし、寄合指引より中山備前守組付まで素襖とし、夫  
より以下を上下と御定め被成候、總じてか様の義も廢たるを興し、絶たるを御繼候よし、

〔御家傳記〕天正十四年正月元日、一豊公内山 紙子之服を著し給ひ、其後御家中共に年頭の嘉例と